

2 事業の概要

(1) 本来業務（開設する病院，診療所又は介護老人保健施設（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種 類	施設の名称	開 設 場 所	許可病床数
病院			
診療所	佐伯歯科		一般病床 床 療養病床 床 [医療保険 床] [介護保険 床]
介護老人 保健施設			
介 護 医 療 院			

(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実 施 場 所	備 考

- (3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）

種 類	実 施 場 所	備 考

- (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項
令和4年12月26日 令和4年度決算の決定

- (5) 当該会計年度内に発行した医療機関債

- (6) 当該会計年度内に購入した医療機関債

- (7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設

- (8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

- (9) その他

様式 2

法人名 医療法人社団 新風会 佐伯歯科
所在地 呉市本通1丁目5-12

※医療法人整理番号

財 産 目 録
(令和 5年10月31日現在)

1. 資 産 額	12,254 千円
2. 負 債 額	4,720 千円
3. 純 資 産 額	7,533 千円

(内 訳) (単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	7,538
B 固 定 資 産	4,716
C 資 産 合 計 (A+B)	12,254
D 負 債 合 計	4,720
E 純 資 産 (C-D)	7,533

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地	(	☐ 法人所有	☒ 賃借	☐ 部分的に法人所有 (部分的に賃借)
建 物	(	☐ 法人所有	☒ 賃借	☐ 部分的に法人所有 (部分的に賃借)

様式 3 - 2

法人名 医療法人社団 新風会 佐伯歯科
所在地 呉市本通1丁目5-12

※医療法人整理番号

貸 借 対 照 表
(令和 5年10月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	7,538	I 流 動 負 債	546
II 固 定 資 産	4,716	II 固 定 負 債	4,173
1 有 形 固 定 資 産	4,589	負 債 合 計	4,720
2 無 形 固 定 資 産	117	純 資 産 の 部	
3 そ の 他 の 資 産	9	科 目	金 額
		I 出 資 金	20,000
		II 積 立 金	△ 12,466
		III 評 価 ・ 換 算 差 額 等	0
		純 資 産 合 計	7,533
資 産 合 計	12,254	負債・純資産合計	12,254

様式 4 - 2

法人名 医療法人社団 新風会 佐伯歯科
所在地 呉市本通 1 丁目 5 - 1 2

※医療法人整理番号

損 益 計 算 書
(自 令和 4年11月 1日 至 令和 5年10月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	22,206
2 事業費用	25,623
本来業務事業損失	3,417
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	0
2 事業費用	0
附帯業務事業利益	0
事業損失	3,417
II 事業外収益	1,738
III 事業外費用	0
経常損失	1,678
IV 特別利益	0
V 特別損失	0
税引前当期純損失	1,678
法人税等	182
当期純損失	1,861

法人名 医療法人社団 新風会 佐伯歯科

※医療法人整理番号

所在地 広島県呉市本通1丁目5番12号

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員の近親者が代表 者である法人		広島県	11,962		医薬品の購入	医薬品の購入	86	現金	0

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

監 事 監 査 報 告 書

医療法人社団 新風会 佐伯歯科
理事長 佐伯 正治 様

私は、医療法人社団 新風会 佐伯歯科の令和4年会計年度（令和4年11月1日から令和5年10月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の内容に関する報告書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和5年12月25日

医療法人社団 新風会 佐伯歯科
監事